

平成19年度第1回情報公開運営審議会 議事録

1. 日 時……………平成19年9月25日（火）午後7時00分～8時50分
2. 会 場……………市役所3階庁議室
3. 出席委員……………内田勝一（会長）・川島岩治・島崎喜美子・嶋田節男（会長職務代理）・古瀬礼子・松原きみ子
欠席委員……………宮崎孝雄
事務局……………石橋総務部長・藤巻総務課長・小嶋総務課長補佐・小原情報公開係長・湯浅情報公開係主任
傍聴者……………なし

4. 会議内容

課長……………内田会長が所用で遅れるとの連絡がありましたので、職務代理の嶋田委員に議事進行をお願いいたします。

嶋田委員……………では開会します。傍聴人はいらっしゃいますか。今はいませんね。

次に、4月から事務局に人事異動がありましたので、部長さんの挨拶のあとメンバー紹介をお願いします。

◆部長挨拶

◆事務局メンバー紹介、委員の自己紹介

◆議題1

事前送付済の『平成18年度第2回東村山市情報公開運営審議会 議事録』（平成19年3月14日開催）の内容を確認する。

嶋田委員……………この議事録はすでに皆さんに一度配られて内容確認はされているものですが、再度の確認ということで何かご意見はありますか。

川島委員……………意見はありません。この議事録から、前回の決定にしたがって市のHPで公開されています。他の審議会ですらこれだけの議事録公開をしているところはないですね。模範的な情報公開を始めていると自負していいでしょう。

主任……………議事録と当日資料をHPで公開しています。

嶋田委員……………他に意見がなければ議事録確認はこれで終わります。次に、前回宿題になっていたものの確認を先にしたいと思います。まず、前回の議事録2ページの上から3行目の「次回ご報告します」とある部分です。

係長……………児童課の補助金の関係ですね。児童課に回答文書をもらっていますので読み上げます。

『No.32の②③』について、補助金申請時に口頭で行われたので文書不存在と決定している。申請書を補足するものとして口頭で協議や説明がなされた場合、それを

記録しておくというルールは市にないのでしょうか』というご質問ですが、そのようなルールはございません。ただし、補助事業者等からの申出により、日時を決めて会議室等で面談して協議を行う場合は、メモや文書として内容を残すこともあります。」とのことです。

川島委員・・・行政手続法という法律がありますが、これには、行政が何らかの申出や協議を受けた場合は、それに対して確実に検討して記録を残しておかねばならないという規定があるはずですが、しかし現実にはどの官庁でもほとんどやっていない。ただ法律はあるということ認識されていたほうがよろしいと思います。

係長・・・・・・保育園の補助金申請時のやり取りで言うと、提出された申請書の書き方が間違っていると資料が不足しているなどの手続き上の間違いの指摘が多いので、そういった話まで記録してないのが現状です。

川島委員・・・・ひとつの例として税務署では今まで、納税者からの相談に匿名の電話でも答えていましたが、今年から相談を予約制にして相談・協議内容の記録を残すことにしました。そうすると、相談・協議の場で指導された内容で申告したときには、税務署は否定できなくなります。事前手続きは面倒になりますが、記録が残っているので協議内容を確認できて、後日問題にならないというメリットがある。

現実としてすべての相談を同じように記録するのは無理でしょうが、なるべくそういう方向で行政も市民も努力して行く必要があるでしょう。

嶋田委員・・・・前回は私がこの件を質問したのは、「申請時に口頭で協議したため」と書かれていたからです。申請書の誤記を修正させるなどを協議とは言わないでしょうから、そうではなくて行政側と申請側に何らかの意見の違い等があり協議したのであれば記録しておくべきではないかと思い、あえてお聞きしました。

次に議事録3ページの下から6行目の「次回お答えします」とある部分をお願いします。

係長・・・・・・契約課に確認した内容ですが、請負者の工事費積算書については、凶面契約のため通常、詳細なものは提出させておりません。本件は高額な契約で議会の承認も必要だったため、万全を期すために例外的に積算書を提出させました。各工種（事務局補足：工種とは、土木一式工事、建築一式工事、舗装工事、電気工事などの工事の種類のこと）において極端な価格差が生じていないか、自社において積算しその積算額に妥当性があるかどうかを確認して返却し、コピーはとっておりません。

嶋田委員・・・・よろしいでしょうか。他に前回の確認事項はありますか。

係長・・・・・・議事録4ページの上から4行目の「住居の間取りがわかる部分」を非公開とした件ですが、私共の考え方に誤りがありましたので本日お配りした資料を見てください。神奈川県が行った分譲マンション平面図等の部分公開決定について、横浜地裁で出され東京高裁で確定した判決のコピーです。1枚目の裏面中ほどに、「建築確認申

請のために提出する平面図が個人情報に該当するかどうかの判断が書かれています。「平面図から居住者の住居の間取り、用途等を知ることができ、これによりその所有者の財産状況、私生活をうかがい知ることが可能であるから、右平面図は個人の財産及び私生活に関する情報であると認めるを相当とする。なお、分譲用のマンションの場合、売却、鍵の引渡しが進んでいる段階では当該マンションの平面図全体が個人の財産及び私生活に関する情報であると解すべきである。したがって、本件平面図は個人に関する情報であると解すべきである」とのことです。

この判決の考え方からすると、川島委員が前回指摘されたとおり「販売前の所有者が決まっていない段階であれば、住居の間取りは個人情報にはあたらない」こととなりますので、今後はこの判決にのっとり公開決定することになります。

それからもう1点、議事録の同じページのすぐ下の「弔慰金を支出した葬儀の故人名」を非公開とした件ですが、これも資料をご覧ください。北九州市が行った交際費に係る公文書の部分公開決定について、平成17年7月に出た最高裁判決です。

【解説】の「(2) 交際の相手方が識別される文書」のところに「判旨はまず「弔意」について、供花や供物は献呈者の名を付して一般参列者の目にふれる場所に飾られるのが通例であることから、これについての交際費の支出に関する情報は非公開情報には当たらないと判示した。それに対し香典及び弔慰金は、そのような性質を欠いており、非公開情報に該当するとした。」と書いてあります。つまり最高裁では、一般参列者の目に触れる供花等は贈り人の氏名も付されているので非公開にする理由はない。しかし香典・弔慰金の差出人名や金額は参列者に周知されないため、喪主及び差出人の個人情報として非公開が妥当であると判断したものです。今後はこの判決にのっとり、供花や供物の献呈者の名前と金額は公開することになります。

嶋田委員・・・前回議事録の宿題部分の確認はこれでよいですね。

○ここで内田会長が到着したため、議事進行を交代する。

◆議題2 情報公開制度の運用状況報告

配布資料「東村山市情報公開制度運用状況（平成19年2月～平成19年8月分）」により、当該期間の情報公開請求の状況を事務局から報告する。

係長・・・・・・運用状況については、全部公開のケースと印影のみを非公開としたケースを除いて残りをすべて1件ずつ読み上げて報告していましたが、資料は事前にお送りして目を通していただいておりますので、今回からは特に気がついたところを抜粋して報告したいと思いますがいかがでしょうか。

内田会長・・・・・・そのようにお願いします。

係長・・・・・・2～8月の累計で、請求者41人。請求件数つまり実際に出された請求書の枚数は

49枚、そのうち義務的請求が38件、任意的申出11件。所管課別の請求件数は63件、決定の内訳は、全部公開22件、部分公開34件、非公開5件、取下げ2件でした。請求が多かった所管は、都市計画課（建築物の開発事業計画審査に関する請求）、再開発担当（西口再開発に関する請求）、議会事務局（議長交際費、政務調査費に関する請求）です。

～以下、配布資料の「3 情報公開請求の状況」から抜粋ケースを読みあげて報告し、質疑応答を行う。～

係長・・・・・・・・No.1の非公開理由を補足します。請求のあった「医師が市長に送付した手紙等」とは、市内のある施設通所者に対する施設の対応について、医師が私的な意見を書いて送ってきたものです。私的な手紙でなおかつ医師を特定しての請求ですので、本来、手紙の存在自体を応答拒否するものですが、この手紙については議会で質問が出て市が存在を認めていますので、存否応答拒否ではなく非公開としました。

次にNo.4ですが、最初の決定では、公園用地の賃貸借契約書中の賃貸借料を非公開にしています。賃貸借料を公開することによりこの土地にかかる固定資産税・都市計画税が類推されるため、土地所有者の個人情報に該当するというのが理由です。税額が類推できるというのは、「公園用地等の賃貸借契約を結ぶ場合、賃貸借料の金額は固定資産税・都市計画税の税額の3倍相当とする」という市の基準があり、この基準は要望があれば誰にでも見せているものですので、3で割れば税額が出るということです。この非公開決定に対して異議申立てがなされたため、所管課で再度検討し、公園用地賃借に係る公金支出状況を明らかにすることには公益性があるという考えから、土地所有者に賃貸借料を公開してよいか照会したところ了解を得られたので、賃貸借料を公開とする新たな決定をしています。

次にNo.6ですが、請求の①②にある都市管理室課長会に出席しても通常、復命書は作成しないので、その場での発言内容がわかる文書はないそうです。

次にNo.15ですが、議長交際費の内訳のうち「香料・花代を支出した故人氏名」等を非公開としました。このうち花代を支出した故人氏名については、先ほどご説明した判例のとおり今後は公開していきます。

次にNo.20とNo.30ですが、「マンション部分の各住居の間取り」を非公開にしましたが、これも先ほどのご説明のとおり、販売前の所有者が決まっていない段階であれば今後は公開していきます。

次にNo.42の非公開決定理由ですが、死胎埋火葬許可証は、死産届書からほとんどの事項を写して作成するため個人の秘密に関する記載が多い。また、死産届書は人口動態統計作成のための書類であり、統計調査のために集められた個人の秘密は保護を要する（公開してはならない）という統計法第14条及び第15条の規定の対象

となる。したがって、統計法で非公開と定められている死産届書とほぼ同じ内容の死胎埋火葬許可証は、東村山市情報公開条例第6条第1号法令秘情報及び同条第2号個人情報に該当し非公開としました。なお、決定通知書送付時に、死産届書及び調査票等の閲覧について考え方が書かれた厚生省通知を同封しています。また、請求者より「胎児標本の存在が判明して、市が火葬許可証を発行するに至る経過を文書でほしい」との申出が市民課にあり、経過説明の文書を作成して郵送しています。

次にNo.44 ですが、公開した文書のなかに、エ. 起案「答申書の受理について」というものがあります。この題名からすると誤解しやすいのですが、この起案は市が審議会等に何かを諮問して答申書を受けたという内容ではありません。問題の土地に関わる不動産業者が「答申書」という題名で市に対する要望を書いた文書を送ってきたので、それを受理したという内容です。

私からは以上です。

内田会長・・・ありがとうございます。それではご質問などありましたらお願いします。

川島委員・・・No.4 ですが、最初に賃貸借料を非公開にして異議申立てが出された。その後たまたま賃貸契約の当事者が公開に同意したから公開したという経過ですね。最初の考え方からすると、誰が契約の相手方であろうと土地の賃貸借契約の金額については、市は原則非公開にするのですか。それとも、No.4 の契約ではたまたま賃貸借料から税額がわかってしまうので例外的に非公開としたのですか。

といいますのは、情報公開条例第6条第2号は個人に関する情報を非公開情報としていますが、事業を営む個人の当該事業に関する情報を除くとなっているので、契約の相手方が事業者なら非公開に該当しないはずですよ。ですから、最初に非公開にしたというのが間違いではないかというのが私の考えです。相手は土地を貸して収入を得ているのだから事業者にあたるのではないですか？

嶋田委員・・・No.16 も同じく賃借料は非公開になっていますが、こちらの非公開理由には税のことは書いてありません。そうすると税額がわかるから個人情報で非公開というよりも、個人との賃貸借契約の場合は賃借料が個人の収入になるので個人情報だと市は解釈しておられるのですか。

内田会長・・・私もこれらを見るとおかしいなと思います。原則論がこれだとなんなんです。No.4 では相手方の了解が得られたから個人情報だけれども公開した。では了解が得られなかったらどうするのか。また、一方ではNo.16 のように、税額の類推とは関係なく賃借料自体が個人の収入なので非公開という考え方がある。それから「事業」にあたるかどうかというのは「反復、継続しているかどうか」ですから、その人がたまたま貸したというときは業ではないといえるでしょう。

ただし、賃貸借契約を市が結んでいるときに、その賃料が果たして適正かどうかということは情報公開する人から見れば非常に重要な内容だと思いますね。そうす

ると、いくつか問題を考慮した上で原則論を決めないとまずいと思います。

課長・・・・・・私が担当から把握しているのは「基本的な考え方としては、賃借料については個人の利益・収入に該当するので非公開とする」というものです。No4 はそれにプラスして税額がわかるという理由もあります。それから、個人の土地の賃貸が事業にあたるかですが、それを主たる生活の糧としている場合は個人事業主になると思いますが、この方の場合は土地の賃貸を生業にしているわけではないので事業主とは捉えなかったと聞いています。

主任・・・・・・借りた相手方が複数の土地を持ってらしてその賃貸借を生業として個人で不動産業を営んでいるのであれば、個人情報ではなく法人の情報と考えます。そうではなくて、あるひとつの土地を市に頼まれて公園用地として貸している、それ以外に土地の賃貸借はないという方の場合、それを事業とみてよいのか疑問があります。市が個人に依頼して貸していただいているという側面が強いので、個人情報として非公開が妥当と考えました。ただ、1 箇所しか貸していなくても公金を支払っているのだから、金額を明らかにすべきだという考え方があるのはわかります。

嶋田委員・・・・「貸したくないけれど市から依頼されて地域のためだから」と考えて土地を貸してくださっている方にとっては、賃貸借料の公開が市へ協力しようという気持ちの障害になる面はあるかと思います。ただ、公開請求の趣旨が、適正な賃貸借契約が行われているかチェックしたいというものならば、賃貸借料の適正基準、例えばこの範囲内でやるべきという上限・下限額を市で定めて、さらに基準の内容や基準が守られているかを第三者が監査するという仕組みを作り、その範囲内なので金額は問題ないですよと回答する、というやり方もあるのではないのでしょうか。

内田会長・・・・そうですね、たとえば固定資産税の3倍という基準を市で作っておいて、それに当てはまりますと答えるやり方です。

主任・・・・・・税の3倍相当という基準はすでにあって、この基準にしたがって金額を決めていますという説明もできます。ただ、そういう基準なので金額を公開すると非公開であるべき税額が出てしまうんです。

川島委員・・・・土地の賃貸借が事業に当たるかですが、反復・継続して行っているものは一般的に事業に当たると思います。それで生計を維持しているか否かは関係ないと思います。

内田会長・・・・結論をいうと、業の定義は反復・継続して行うものですから、同じ人が何回も賃貸借契約を結んでいけば業に当たります。それから、公開請求する側からすれば、借りているのが法人からか個人からかで公開が異なるのはちょっとおかしいと感じるでしょうし、地主からすれば公開したくないという理由もそれなりにわかります。情報公開した方が望ましいというのは言えますが、さらに他市の例や判例などを調べた上で、原則論を考えていただく必要がありますね。

主任・・・・・・賃貸借料の公開請求は他市でもあると思いますので調べてご報告します。

- 嶋田委員・・・No.49 ですが、まちづくり推進協議会というのは公的な機関なのですか。ここの意見が地域すべてを代表した意見となるのでしょうか。
- 主任・・・・・・公的なものではなく、地域の方が任意で集まっている団体です。秋津駅再開発について、地域の間でどういう開発がいいのか意見を出し合おうという会です。市街地整備課では、「そこに住んでいる人たちがどういう地域にしたいのか」ということを重視して再開発にあたりたいと考えているので、協議会が会合を開くときに資料を作る手伝いをするとか事務局的な形で関わっているそうです。
- 嶋田委員・・・・これは誰でも入ることができるのですか。それから、会員以外にも協議会が行う会議等は公開されているのでしょうか。
- 主任・・・・・・会報には、秋津駅再開発に関して熱意と意見のある方はどなたでも入会できますと書いてありました。会議については正確に確認していませんが、会員のみで行っていて公開はしていないと思います。
- 川島委員・・・・一般的にいつて再開発事業は、有志が集まって最初に推進協議会を作るんですよ。この段階で参加するのは関係者、主に地権者だけです。地権者以外では行政や依頼した再開発コンサルタントが入る時もあります。ある程度形ができてくると再開発準備委員会に変わります。
- 松原委員・・・・No.25 ですが、個人情報に該当するという理由でずいぶん黒塗り部分が多かったと、請求者から直接ではないですが間接的に聞いています。実際はどのようなのですか。
- 主任・・・・・・選挙事務の従事者名簿や投票録など請求された文書には、在外選挙人名簿抹消者・登録者、投票立会人、開票事務を委託されたシルバー人材センターの従事者、代理投票をした選挙人など多くの市民の自宅住所、氏名、電話、印など入っていました。これは個人情報ですから非公開にする必要があります。文書の内容に個人情報が多いので結果として黒塗りも多くなりましたが、不必要な黒塗りをしたわけではありません。(事務局注：選挙事務に従事した市職員の氏名や告示している投票管理者の名前は公開している。)
- 内田会長・・・・後はよろしいでしょうか。なければこれで運用状況の質疑を終わります。続きまして「9月議会での条例改正について」事務局からお願いします。

◆議題3 9月議会での条例改正について

- 主任・・・・・・19年9月議会で情報公開条例と個人情報保護条例の改正を行いました。
- 改正内容は、統計法が全面改正された影響で、個人情報保護条例第27条(適用除外)の文言を改正した。それから本年10月1日に日本郵政公社が廃止になり株式会社になるため、両条例から「日本郵政公社」の文言を削除したというものです。
- ここは情報公開の審議会ですが、情報公開と個人情報保護は深い関連性がありますので、個人情報保護条例の改正についても一緒にご説明します。

まず、個人情報保護条例第27条の改正ですが、もともと第27条第1号、第2号は「統計法や統計報告調整法に基づいて行われた統計調査に係る個人情報については、この条例は適用しない」という条文でした。条例で保護の対象にしなくても、統計法のなかで秘密を保持しなくてはならないという厳しい規定がありますので、適用除外にしていたものです。この適用除外の考え方自体は変わらないのですが、もともとの条文で引用していた旧統計法での統計名称が今度だいぶ変わるんですね。それから統計報告調整法という言葉も引用していますが、この法律も廃止になります。それで改正の必要がでたわけです。

改正後の第27条第1号のなかで規定しているのは、新しい統計法のなかで秘密保持の規定や漏洩時の罰則があるものについては、個人情報保護条例の適用除外にするということです。具体的には、調査票に含まれる個人情報、事業所母集団データベースに含まれる個人情報、他の行政機関から提供を受けた行政記録に含まれている個人情報については適用しないということです。

新しい統計法では統計対象者の秘密保護が強化されました。自治体に対する守秘義務違反の罰則が重くなったと同時に、統計事務を民間に委託した場合に民間事業者にも守秘義務違反があれば罰則がかけられることになっています。

次に郵政民営化による改正ですが、10月1日に日本郵政公社が廃止され、今まで職員は公務員だったのが株式会社の社員に変わります。両条例とも、情報公開請求又は個人情報の開示請求があっても非開示にしなければならないものとして、個人情報を規定しています。ただ、ただし書のなかで、個人情報であっても公務員の職と職務の遂行に係る情報は公開しなければならないとしています。この公務員の規定のところ、日本郵政公社の職員についてふれているところがあったので、この部分を削除しました。以上です。

内田会長・・・ありがとうございました。続いて「その他」は何かありますか。

係長・・・・・・いつも審議会の最初にやっている前回の議事録確認なんですが、議事録は事前に委員さんにお配りしてホームページにのせる前に間違いがないかすでに確認してもらっていますので、次回からは省略でよいのではないのでしょうか。

嶋田委員・・・議事録がこれでよいかの確認は省略してよいと思いますが、議事録の中で「次回、回答する」となっているものについては、回答、報告をしてもらう必要があると思います。

内田会長・・・そうですね、宿題の部分の回答は必要ですが、審議会での議事録確認は省略してよいと思います。

係長・・・・・・次に、公文書非開示決定取り消し請求事件についてご報告します。平成19年8月

29日に控訴審の判決がでて、控訴は棄却されました。裁判所の判断は、審議会での発言者氏名は個人情報にあたるというものです。

川島委員・・・どうも裁判所の考え方は、審議会委員の名簿は公開できる、発言内容も公開できる、しかしそれを組み合わせたものは個人情報にあたる。だからそれを公開するかは各審議会の判断にまかされているという発想ですね。そうすると、私達の審議会では委員の同意で発言者名も公開することにしましたが、他の審議会にも同じようにやれというのはちょっと言えないですね。

嶋田委員・・・そうですね。

内田会長・・・他に何かありますか。

嶋田委員・・・3点ほどお話をさせてください。私はこの審議会委員をしている関係で、自治体経営のアカウンタビリティ（事務局注：官公庁や地方自治体などの行政が、納税者に対して行政サービスについての責任を果たしているかどうかの判断をするための「説明責任」という意味でよく用いられる）というテーマをずっと追いかけています。関東学院大学の先生が書かれている「アカウンタビリティの変遷」という記事がありまして、これを見ると、アカウンタビリティの第一段階は「法令・法律を遵守しているか？」という合规性に関するレベル、第二段階が「適切な手続き、手段を選択しているか？」というプロセスに関するレベル、第三段階は「効率性、経済性は確保されているか？」というパフォーマンスに関するレベルです。さきほどの金山なかよし広場の土地賃貸借契約に関する公開請求ですが、契約金額と広場の利用実績の両方を公開請求している。まさに第三段階の要求をされているということなのかなと思います。情報公開はアカウンタビリティの道具の一つだと思っているんですが、最終的に自治体が市民と活性化していくには、第四段階のプログラムに関するレベル（プログラムの目標は適切に設定され、目標は達成されているか？）、第五段階の政策に関するレベル（政策の妥当性は？）というのが求められる。そういう意味で、どういう質の公開請求が出てきているのかに興味があります。

2点目は、4月から8月まで5ヶ月間の情報公開請求件数が17、18、19年度と年を追うごとに減っているんですね。東京都は今、過去最多になっています。公開請求が下火になっているのが請求者の満足を得ていないためなのか、それとも他の手段で情報が得られるようになったのかはわかりません。ただ、件数が右下がりになっているという状況に気がつきましたので報告しておきます。

3点目は、情報化に関する「e都市ランキング（日経PC 7月23日号）」ですが、職員の皆さんのご努力下3年間右上がりで順位が上がっています。2005年が全国291位、昨年が112位、今年度は95位でした。私は議事録なども電子化されてできる限りネットで公開されていくことを希望しているんですけど、東村山市の情報化がこうして順位をあげてきているのは職員のご努力だなんて思って紹介させていただきま

した。以上です。

主任・・・・・・・・公開請求件数が減っているという件ですが、現場の実感からすると、一昨年はある保育園が認可されるかどうかという問題が市民の大きな関心を集めており、その関係の公開請求が多かった。去年は東村山駅西口再開発について住民投票をするかどうかという流れがありましたので、西口関係の請求が多かったですね。今年に入ると工事が実際に始まりましたので、西口の請求は減りました。今のところ市民全体にとって大きな問題になっていることがないので請求が少ないのかと思います。

嶋田委員・・・・所管課ごとの集計表をみてもそういう傾向がみえますか。

主任・・・・・・・・そうですね、所管課別内訳を見ると児童課が3件、再開発担当が4件で、問題があった年のようなダントツの件数ではないんですね。トップは都市計画課の9件です。

嶋田委員・・・・そうすると、請求者の満足を得ていないために減っているという心配には及ばないと。

川島委員・・・・感じからいいにしても、過去においてはある程度、請求される所管部署が偏っていたんですよ。ところが今日のはばらついていますね。

松原委員・・・・請求する方も最初のうちは同じ人が多かったようですが、今はどうですか。

主任・・・・・・・・もちろん以前からよく請求される方もきていますが、初めてこういうことを知りたいんだけどという方も増えてきています。

松原委員・・・・少し身近になってきましたかね。

課長・・・・・・・・あと、入札結果や契約金額を知りたいという事業者からの請求が以前は多かったんですが、今は一定金額以上のこういった情報は情報コーナーで閲覧できるように情報提供しているので、請求をする必要がなくなりました。これも請求が少なくなった要因のひとつかなと思います。

内田会長・・・・・・・・ほかになにかございますか。なければ本日はこれをもちまして終わらせていただきます。

～閉 会～